

様式第9号(第12条関係)

(表)

12センチメートル

第 号

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第25条第3項(第28条第2項において準用する場合を含む。)の規定による身分証明書

職名

氏名

年 月 日 生

上記の者は、福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例第25条第2項および第28条第1項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

福井県知事

印

8  
センチ  
メートル

(裏)

福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例(抜粋)

第25条 知事は、アスベスト吹付け材使用建築物に使用されているアスベスト吹付け材の損傷、劣化等により大気中に排出され、または飛散したアスベストが県民の健康に被害を生じさせ、またはそのおそれがあると認めるときは、当該アスベスト吹付け材使用建築物の所有者、管理者または占有者に対し、当該アスベスト吹付け材の除去、封じ込め、囲い込みその他のアスベストの大気中への排出および飛散を防止するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、当該アスベスト吹付け材使用建築物またはその敷地に立ち入り、当該アスベスト吹付け材使用建築物を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第28条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、アスベスト排出者の工場等または解体等工事の場所に立ち入り、アスベスト発生施設、解体等工事に係る建築物その他の物件を検査させることができる。

2 第25条第3項および第4項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。この場合において、同条第4項中「第2項」とあるのは、「第1項」と読み替えるものとする。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

四 第28条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、または忌避した者